

新潟県条例第13号

新潟県保健所条例の一部を改正する条例

新潟県保健所条例（昭和63年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
項	所 掌 事 務	保健所 の名称	所管区域	項	所 掌 事 務	保健所 の名称	所管区域
(略)				(略)			
3	統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である人口動態統計、医療施設統計、患者統計及び国民生活基礎統計に関する事務	新発田保健所	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡	3	(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務 (2) 理容師法（昭和22年法律第234号）及び新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）の施行に関する事務 (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務 (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務 (5) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務 (6) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務 (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及び新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号）の施行に関する事務 (8) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関する事務 (9) 美容師法（昭和32年法律第163号）及び新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の施行に関する事務 (10) 水道法（昭和32年法律第177号）の	村上保健所	村上市 岩船郡
		新津保健所	五泉市 東蒲原郡	新発田保健所		新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡	
		三条保健所	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	新津保健所		五泉市 東蒲原郡	
		長岡保健所	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡	三条保健所		三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	
		南魚沼保健所	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	長岡保健所		長岡市 小千谷市 見附市 三島郡	
		上越保健所	上越市 糸魚川市 妙高市	魚沼保健所		魚沼市	
		佐渡保健所	佐渡市	南魚沼保健所		南魚沼市 南魚沼郡	
			十日町保健所	十日町市 中魚沼郡			
			柏崎保健所	柏崎市 刈羽郡			
			上越保健所	上越市 妙高市			
			糸魚川保健所	糸魚川市			
			佐渡保健所	佐渡市			

				<p>施行に関する事務</p> <p>(11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に関する事務</p> <p>(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務</p> <p>(13) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）の施行に関する事務</p> <p>(14) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の施行に関する事務</p> <p>(15) 新潟県小規模水道条例（昭和33年新潟県条例第9号）の施行に関する事務</p> <p>(16) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の施行に関する事務</p> <p>(17) 新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の施行に関する事務</p>
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。